

(運用基準 様式3)
令和7年 6月1日

健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課

令和7年度就労的活動支援事業(モデル事業)業務委託

令和7年度就労的活動支援事業(モデル事業)業務委託について、公募型プロポーザル方式で受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名	令和7年度就労的活動支援事業(モデル事業)業務委託
2 委託内容	(1)事業全体の企画 (2)就労的活動を含む関連取組の情報収集及び関連機関との関係構築 (3)事業内容周知の為の講座の実施 (4)高齢者のニーズ把握 (5)企業・地域活動団地等への周知・啓発活動 (6)企業・地域活動団地等への活動の切出し調整及び活動先の確保 (7)マッチング支援 (8)参加者コミュニティの形成 (9)報告書の作成 (10)制度のあり方検討会への出席、助言等
3 契約の相手方	関内イノベーションイニシアティブ株式会社
4 契約金額	52,800,000円
5 契約日	令和7年6月1日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
関内イノベーションイニシアティブ株式会社	568点	1位

7 評価基準・評価委員会開催経過等

(1) 評価基準 別紙のとおり
(2) 評価委員会開催日時 令和7年4月18日（金） 10時00分～11時00分
(3) 評価委員会開催場所 市庁舎18階なみき17会議室
(4) 評価委員出席状況 5人中5人出席

8 問い合せ先 健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課 Tel: 045-671-3464

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とする。

表1 基本的評価事項

評価項目 () 配点	評価の着目点		配点	評価	評価点
会社の業務経歴 (5点)	過去5年間の同種又は類似業務（高齢者の有償・無償でのボランティア活動に関する業務）に関する、市内企業・地域活動団体との具体的な連携を踏まえた実績内容		5		
予定従事者の経験 及び業務実施能力 (20点)	管理担当者	管理担当者及び担当者が事業の実施にあたり必要な経験やスキルを十分に備えているか。	10		
	担当者		10		
業務実施方針及び 手法 (70点)	容 業 の 務 理 内	(1) 高齢者の社会参加に関する国の施策について、十分に理解しているか (2) 横浜市における就労的活動を含む高齢者のボランティア活動等の社会参加の現状や支援における課題について、十分に理解しているか	10 10		
	業 務 実 施 方 針	(1) ①横浜市における課題や特性②コーディネーターの役割や活動内容などを踏まえた実施の方向性・ポイントを打ち出せているか (2) 事業全体の企画、就労的活動を含む関連取組の情報収集及び関連機関との関係構築について、具体的な提案になっているか (3) 事業内容周知のための講座の実施、高齢者のニーズ把握について、具体的かつ効果が期待できる提案になっているか (4) 企業・地域活動団体等への周知・啓発活動、企業・地域活動団体等への活動の切出し調整及び活動先の確保、マッチング支援について、具体的かつ成果が期待できる提案になっているか	10 10 10 10		
		業務の進め方（実施スケジュール等）の妥当性	10		
		業務に対する取組意欲	10		
		理解度、専門技術力	10		
		提案の実現性	10		
		効果的、効率的な検討の工夫の有無	10		
取組意欲等 (40点)					

評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価点
ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組 (3点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1		
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、よこはまグッドバランス賞の認定の取得、又は若者雇用促進法に基づく認定の取得	1		
障害者雇用に関する取組 (1点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成	1		
健康経営に関する取組 (1点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1		
評価点の合計 (140点)				

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価とする。
- (2) 評価点は以下のとおりとする。
配点10点の項目の場合、A=10点、B=6点、C=0点
配点5点の項目の場合、A=5点、B=3点、C=0点
配点1点の項目の場合、A=1点、B=0点（C評価はなし）
- (3) 評価委員の合計評価点の60%を基準点とする（評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合の満点は700点、基準点は420点）。基準点に達しない場合は不適格とする。
- (4) 同種又は類似業務の実績については、その認定範囲を明確にし、所定の提出書類に記載すること。

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点		評価			備考
			A	B	C	
会社の業務経験	過去5年間の同種又は類似業務（高齢者の有償・無償でのボランティア活動に関する業務）に関する、市内企業・地域活動団体との具体的な連携を踏まえた実績内容		実績が5件以上	ACに該当しない	実績がない	
予定担当者の経験及び業務実施能力	管理担当者	管理担当者、担当者が事業の実施にあたり必要な経験やスキルを十分に備えているか。	高度かつ豊富な実績がある	ACに該当しない	実績がない	A評価例管理担当者、担当者がコーディネーターとして必要となる事項（企業からの活動の切り出し調整、高齢者のニーズ把握、活動へのマッチング等）について経験やスキルを十分に備えている。
	担当者					
業務実施方針及び手法	業務内容の理解度	(1) 高齢者の社会参加に関する国の施策について、十分に理解しているか	十分に理解している	一定程度の理解がある	理解していない	A評価例就労的活動を含む高齢者の社会参加形の意義等について正しく説明し、意義も見出している。 B評価例説明はできているが、意義についての理解が十分ではない。
		(2) 横浜市における就労的活動を含む高齢者のボランティア活動の現状や支援における課題について、十分に理解しているか	十分に理解している	一定程度の理解がある	理解していない	A評価例事例や研究結果等を交えながら、他の大規模自治体や、横浜市での現状や課題について、根拠を持って適切に説明することができている。

評価項目	評価の着目点	評価			備考	
		A	B	C		
業務実施方針及び手法	業務実施方針	(1) ①横浜市における課題や特性②コーディネーターの役割や活動内容などを踏まえた実施の方向性・ポイントを打ち出しているか	特に優れている	一定程度打ち出している	妥当とはいえない	A評価例横浜市の課題や特性、コーディネーターの役割や活動内容について的確に認識できており、それを踏まえた事業実施の方向性等が示すことができている。
		(2) 事業全体の企画、就労的活動を含む関連取組の情報収集及び関連機関との関係構築について、具体的な提案になっているか	特に優れている	十分である	十分とはいえない	A評価例事業全体の企画や関係者の連携体制の構築・棲み分けの方針等が一貫しており、効果的な事業実施が期待できる内容となっている。
		(3) 事業内容周知のための講座の実施、高齢者のニーズ把握について、具体的かつ効果が期待できる提案になっているか	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	A評価例事業内容の周知や高齢者のニーズ把握が的確に実施されることが期待できる内容となっている。
		(4) 企業・地域活動団体等への周知・啓発活動、企業・地域活動団体等への活動の切り出し調整及び活動先の確保、マッチング支援について、具体的かつ成果が期待できる提案になっているか	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	A評価例企業や地域活動団体等向けた周知・啓発や高齢者のニーズに基づいた活動の切り出し、マッチング支援が効果的に実施されることが期待できる内容となっている。
		業務の進め方（実施スケジュール等）の妥当性	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	A評価例横浜市との信頼関係を構築し、適切に判断を仰ぎながら、責任を持って業務を遂行する内容となっている。
取組意欲等	業務に対する取組意欲	非常に意欲がある	意欲がある	意欲がない		
	理解度、専門技術力	特に優れている	十分である	十分とはいえない		
	提案の実現性	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない		
	効果的、効率的な検討への工夫の有無	特に優れている	十分である	十分とはいえない		

評価項目	評価の着目点	評価			備考
		A	B	C	
ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	—	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）	策定していない、又は策定しているが従業員301人以上	—	
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、よこはまグッドバランス賞の認定の取得、又は若者雇用促進法に基づく認定の取得	取得している、または認定されている	取得していない、又は認定されていない	—	
障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成	達成している（従業員40.0人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40.0人未満）	達成していない（従業員40.0人以上）、又は障害者を1人以上雇用していない（従業員40.0人未満）	—	
健康経営に関する取組	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定若しくは認証を受けている	認定若しくは認証を受けていない。	—	